



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*36 和歌山県税規則の一部を改正する規則 (税務課)..... 1

○ 人事委員会規則

*9 和歌山県人事委員会所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の組織及び運営に関する基準を定める規則 2

○ 公営企業管理規程

*3 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 3

規 則

和歌山県規則第36号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年7月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県税規則の一部を改正する規則

和歌山県税規則 (昭和25年和歌山県規則第56号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(県民税利子割に係る更正、決定等に関する通知の手続)</p> <p>第5条の3の5 和歌山県税事務所長は、法第71条の11第4項の規定により県民税利子割に係る更正若しくは決定を通知する場合又は法第71条の14第7項の規定により過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定を通知する場合若しくは法第71条の15第5項の規定により重加算金額の決定を通知する場合は、<u>県民税利子割更正決定通知書又は加算金決定通知書</u>によらなければならない。</p>	<p>(県民税利子割に係る更正、決定等に関する通知の手続)</p> <p>第5条の3の5 和歌山県税事務所長は、法第71条の11第4項の規定により県民税利子割に係る更正若しくは決定を通知する場合又は法第71条の14第6項の規定により過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定を通知する場合若しくは法第71条の15第5項の規定により重加算金額の決定を通知する場合は、<u>県民税利子割更正決定通知書又は加算金決定通知書</u>によらなければならない。</p>
<p>(県民税配当割に係る更正、決定等に関する通知の手続)</p> <p>第5条の3の6 和歌山県税事務所長は、法第71条の32第4項の規定により県民税配当割に係る更正若しくは決定を通知する場合又は法第71条の35第8項の規定により過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定を通知する場合若しくは法第71条の36第5項の規定により重加算金額の決定を通知する場合は、<u>県民税配当割更正決定通知書又は加算金決定通知書</u>によらなければならない。</p>	<p>(県民税配当割に係る更正、決定等に関する通知の手続)</p> <p>第5条の3の6 和歌山県税事務所長は、法第71条の32第4項の規定により県民税配当割に係る更正若しくは決定を通知する場合又は法第71条の35第7項の規定により過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定を通知する場合若しくは法第71条の36第5項の規定により重加算金額の決定を通知する場合は、<u>県民税配当割更正決定通知書又は加算金決定通知書</u>によらなければならない。</p>
<p>(県民税株式等譲渡所得割に係る更正、決定等に関する通知の手続)</p> <p>第5条の3の7 和歌山県税事務所長は、法第71条の52第4項の規定により県民税株式等譲渡所得割に係る更正若しくは決定を通知する場合又は法第71条の55第8項の規定により過少申告加</p>	<p>(県民税株式等譲渡所得割に係る更正、決定等に関する通知の手続)</p> <p>第5条の3の7 和歌山県税事務所長は、法第71条の52第4項の規定により県民税株式等譲渡所得割に係る更正若しくは決定を通知する場合又は法第71条の55第7項の規定により過少申告加</p>

算金額若しくは不申告加算金額の決定を通知する場合若しくは法第71条の56第5項の規定により重加算金額の決定を通知する場合は、県民税株式会社等譲渡所得割更正決定通知書又は加算金決定通知書によらなければならない。

(法人の事業税の更正、決定等の通知)

第5条の6 和歌山県税事務所長は、法第72条の42の規定により法人の事業税の更正若しくは決定を通知する場合又は法第72条の46第7項の規定により過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定を通知する場合若しくは法第72条の47第5項の規定により重加算金額の決定を通知する場合は、法人事業税更正決定通知書によらなければならない。

(県たばこ税に係る更正、決定等に関する通知の手続)

第6条の5 知事は、法第74条の20第4項の規定により県たばこ税に係る更正若しくは決定を通知する場合又は法第74条の23第7項の規定により過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定を通知する場合若しくは法第74条の24第5項の規定により重加算金額の決定の通知をする場合は、県たばこ税更正決定通知書によらなければならない。

(ゴルフ場利用税に係る更正、決定等に関する通知の手続)

第7条の5 和歌山県税事務所長は、法第87条第4項の規定によりゴルフ場利用税に係る更正若しくは決定を通知する場合又は法第90条第7項の規定により過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定を通知する場合若しくは法第91条第5項の規定により重加算金額の決定を通知する場合は、ゴルフ場利用税更正決定通知書又は加算金決定通知書によらなければならない。

(自動車税の環境性能割に係る更正、決定等に関する通知の手続)

第7条の6の2 知事は、法第168条第4項の規定により自動車税の環境性能割に係る更正若しくは決定を通知する場合又は法第171条第7項の規定により過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定を通知する場合若しくは法第172条第5項の規定により重加算金額の決定を通知する場合は、自動車税(環境性能割)更正決定通知書によらなければならない。

(軽油引取税に係る更正、決定等に関する通知の手続)

第11条の4 和歌山県税事務所長は、法第144条の44第4項の規定により軽油引取税に係る更正若しくは決定を通知する場合又は法第144条の47第7項の規定により過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定を通知する場合若しくは法第144条の48第5項の規定により重加算金額の決定を通知する場合は、軽油引取税更正決定通知書又は加算金決定通知書によらなければならない。

算金額若しくは不申告加算金額の決定を通知する場合若しくは法第71条の56第5項の規定により重加算金額の決定を通知する場合は、県民税株式会社等譲渡所得割更正決定通知書又は加算金決定通知書によらなければならない。

(法人の事業税の更正、決定等の通知)

第5条の6 和歌山県税事務所長は、法第72条の42の規定により法人の事業税の更正若しくは決定を通知する場合又は法第72条の46第6項の規定により過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定を通知する場合若しくは法第72条の47第5項の規定により重加算金額の決定を通知する場合は、法人事業税更正決定通知書によらなければならない。

(県たばこ税に係る更正、決定等に関する通知の手続)

第6条の5 知事は、法第74条の20第4項の規定により県たばこ税に係る更正若しくは決定を通知する場合又は法第74条の23第6項の規定により過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定を通知する場合若しくは法第74条の24第5項の規定により重加算金額の決定の通知をする場合は、県たばこ税更正決定通知書によらなければならない。

(ゴルフ場利用税に係る更正、決定等に関する通知の手続)

第7条の5 和歌山県税事務所長は、法第87条第4項の規定によりゴルフ場利用税に係る更正若しくは決定を通知する場合又は法第90条第6項の規定により過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定を通知する場合若しくは法第91条第5項の規定により重加算金額の決定を通知する場合は、ゴルフ場利用税更正決定通知書又は加算金決定通知書によらなければならない。

(自動車税の環境性能割に係る更正、決定等に関する通知の手続)

第7条の6の2 知事は、法第168条第4項の規定により自動車税の環境性能割に係る更正若しくは決定を通知する場合又は法第171条第6項の規定により過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定を通知する場合若しくは法第172条第5項の規定により重加算金額の決定を通知する場合は、自動車税(環境性能割)更正決定通知書によらなければならない。

(軽油引取税に係る更正、決定等に関する通知の手続)

第11条の4 和歌山県税事務所長は、法第144条の44第4項の規定により軽油引取税に係る更正若しくは決定を通知する場合又は法第144条の47第6項の規定により過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定を通知する場合若しくは法第144条の48第5項の規定により重加算金額の決定を通知する場合は、軽油引取税更正決定通知書又は加算金決定通知書によらなければならない。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第9号

和歌山県人事委員会所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の組織及び運営に関する基準を定める規則を次のように定める。

令和5年7月6日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

和歌山県人事委員会所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の組織及び運営に関する基準を定める規則

(目的)

第1条 この規則は、附属機関の設置等に関する条例（昭和28年和歌山県条例第2号。次条において「条例」という。）第3条の規定に基づき、和歌山県人事委員会所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会に関し必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、人事委員会の諮問に応じて、条例第2条第3項に規定する事務について審査し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、5人以内の委員で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから、人事委員会が任命する。

3 委員の任期は、2年以内で人事委員会が定める期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は、人事委員会委員長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、人事委員会事務局長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、第2条の諮問に係る事項に応じ、委員長が指名する3人以上の委員により運営し、その議長は、当該委員の中から委員長が指名する。

2 委員会の会議は、議長が招集する。

3 委員会は、第1項の委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会の招集の特例)

第6条 議長は、緊急の必要があり、委員会の会議を招集する暇のない場合その他やむを得ない理由がある場合は、前条の規定にかかわらず、議事の概要を記載した書面を同条第1項の各委員に回付し、賛否を問うことにより、委員会の会議に代えることができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、和歌山県人事委員会事務局において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公営企業管理規程

和歌山県公営企業管理規程第3号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年7月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与に関する規程 (昭和42年和歌山県公営企業管理規程第2号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規程は、昭和42年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">付 則 (施行期日)</p> <p>1 この規程は、昭和42年4月1日から施行する。</p> <p>2 (防疫業務等手当の特例) 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。以下同じ。)) から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業 (新型コロナウイルス感染症の患者 (以下「患者」という。) に対する質問若しくは調査又は患者の移送のいずれかの作業に限る。) に従事したときは、防疫業務等手当を支給する。この場合において、第6条第2項の規定は適用しない。</u></p> <p>3 前項の手当の額は、勤務1日につき3,000円 (患者の身体に接触して又は患者に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては、4,000円) とする。</p>

別表第1中

「

所長		次長
----	--	----

を

「

	所長	
--	----	--

に改める。」

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の企業職員の給与に関する規程別表第1の規定は、令和5年4月1日から適用する。